

研究論文

保育制度と保育者養成課程の変遷について

保育者養成課程における『心理学』の役割を中心に I

佐藤 信雄

The Change in Childcare System and Training Course for Kindergarten
and Nursery School Teachers

Mainly the Role of Psychology in These Courses 1

SATO Nobuo

はじめに

北海道文教大学短期大学部幼児保育学科では学生に幼稚園教諭免許状・保育士資格を取得させ、幼稚園教諭、保育所・施設の保育士、その他の保育者を養成することを目的として教育を行っている。推薦入学試験などの際に本学への入学を志望する受験生に本学では特に何を学びたいかを質問した場合、『心理学を学んで子どもの心を理解することのできる保育者になりたい。』という意味の回答を聞く場合が少なくない。入学案内等においてこれから学ぶべき短期大学部における教育課程表等を見た場合に、高校で学んだことがないであろう『発達心理学』などの心理学系の科目名を見たとき、高校生にはその科目がそのような目的・性格を持つ科目

として認識されることがあるということは十分に理解できることである。

本学科に入学して1年半ほどたったころに学生は就職に備えて履歴書を作成する。就職指導を担当する教職員はその指導・添削に追われることになるわけであるが、その履歴書の『得意な科目』の欄には保育現場で直ちに役に立つと考えられる科目が多く記載され、心理学系の科目名が書かれることは少ない。入学前に大きな期待を寄せられていたはずの心理系の科目は実際にはそれほど学生の期待に届いてはいないということの意味するのであるならばまことに残念なことである。古来より「心理学は最も期待値が高い科目であり、同時に最も期待はずれの度合いが大きい科目であると」いわれている、ということ差し引くとしても。

そこで、ここでは幼稚園教諭・保育士（保母）養成課程の変遷について概観し、その中で心理学系の科目がどのような目的をもって設置されており、そこでは何を教えることが求められているのかという点について検討を行いたい。そのことについては幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の関係、その類似性と独自性等にも関連しながら検討を進める必要があるわけであるが、ここでは筆者が全国保育士養成協議会専門委員として種々の研究・検討作業に関わった関係から、保育士養成課程における心理学についての検討を主とし、必要に応じて幼稚園教諭養成課程についても触れることとしたい。

1. 明治期の幼稚園の制度

1873（明治5年に制定された「学制」）には、小学校の種類として「幼稚小学」をあげ、「幼稚小学ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ」（第22章）と定めている。しかしこの幼稚小学は実現をみなかった。当時は小学校の開設に重点が置かれ、就学前の幼児教育施設にまでは及ばなかったのである。実際に設けられた幼児教育施設として最も早いものには1875（明治8）年12月都上京第三十区第二十七番組小学校（のちの柳池小学校）に開設された「幼稚遊嬉場」がある。これはドイツのフレーベル流の幼稚園を模範として設けられたようであるが、1年半ばかりで廃止され長くは続かなかった。次いで1876（明治9）年11月に東京女子師範学校付属幼稚園が開設され、これによってわが国の幼稚園は発足し、その後の発達の基礎がおかれた。同年9月9日15日に文部省は東京女子師範学校に付属幼稚園の開設許可を布達し、同月16日に開園式が行なわれた。付属幼稚園では関信三を監事とし、ドイツ人クララ・チーテルマン（松野クララを首席保母、豊田英雄らを保母としてフレーベルの幼稚園を模範とする幼稚園保育を開始したのであ

る。開園当初の付属幼稚園では、園児は上流階級の子が大部分を占めていた。

東京女子師範学校附属幼稚園がモデルとなって1879（明治12）年に鹿児島幼稚園、大坂府立模範幼稚園、仙台の本町通小学校附属幼稚園が開設され、次第に全国各地に幼稚園が開設されていった。1899（明治32）年に制定された『幼稚園保育及設備規程』において幼稚園教育の内容や方法、および幼稚園の設備等の国家基準が示され、その中で幼稚園の目的が『幼稚園ハ満三年ヨリ小学校に就学スルマデ、幼児ヲ保育スル所トス』と定義された。当初は幼稚園に入園する子どもは上層階級の子に限定されていたが1911（明治44）年に『小学校令施行規則』の一部改正を受けて幼稚園教育の大衆化の機運が次第に高まり、幼稚園の数も増えていった。（文部科学省『学制百年史』より）

2. 幼稚園令から終戦まで

1926（大正15）年に制定された『幼稚園令（勅令第74号）』においては幼稚園の目的について第1条で『幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス』と規定し、入園者の対象について第6条で『幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ国民学校就学ノ始期ニ達スル迄ノ幼児トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未満ノ幼児ヲ入園セシムルコトヲ得』と定め、三歳児以上がその対象であり、三歳未満児についても必要な場合は入園を認めると規定している。このことにより幼稚園の普及・大衆化が進められたと言えるであろう。

幼稚園令の中で職員の資格・配置等については以下のように定められている。（下線は筆者による）

第7条 幼稚園ニハ園長及相当員数ノ幼児ノ保育ヲ掌ル職員ヲ置クヘシ

第8条 園長ハ園務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス
2 園長ノ資格ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第9条 幼児ノ保育ヲ掌ル幼稚園職員ハ女子ニシテ幼稚園教員免許状ヲ有スル者タルヘシ

第10条 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ幼稚園教員免許状ヲ有セサル女子ヲ以テ前条ノ幼稚園教員ニ代用スルコトヲ得

第11条 幼稚園教員免許状ハ地方長官ニ於テ幼稚園教員検定ニ合格シタル者ニ之ヲ授与シ全国ニ通シテ有効トス

2 前項ノ検定ハ小学校教員検定委員会ニ於テ之ヲ行フ

3 第一項ノ検定及免許状ニ関スル費用ハ東京都、北海道又ハ府県ニ在リテハ夫々東京都、北海道地方費又ハ府県ノ負担トス

4 第一項ノ検定及免許状ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第12条 幼稚園ノ職員ノ服務ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第12条ノ二 幼稚園ノ職員ニ関シテハ国民学校令第二十条及第二十一条ノ規定ヲ準用ス

附 則

2 本令施行ノ際現ニ幼稚園ノ保母ノ職ニ在ル者ニシテ小学校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スルモノニハ地方長官ハ保母検定ヲ経スシテ保母免許状ヲ授与スルコトヲ得

すなわち、幼稚園令においては幼稚園には幼稚園教諭免許状を所持する幼児の保育を掌る職員が置かれ、その免許状は小学校教員検定委員会が実施する幼稚園教員検定に合格した者が授与されるものとされている。教員の服務規程は国民学校令の規定が準用される。附則の2

において『現ニ幼稚園ノ保母ノ職ニアル者ニシテ小学校ノ本科正教員タルベキ資格ヲ有スルモノニハ云々』とあるように、幼稚園教諭に対して保母という用語が用いられていることは興味深いものがある。保育所・保育園という概念が成立するのは昭和20年代以降のことであることと、それ以前の幼稚園には部分的に保育所的な性格・役割が求められていたこととも関連付けることができるかもしれない。その後幼稚園は日本の近代化の進行、大正デモクラシーの影響、児童心理学などの研究の進展、自由と個性を重んじる私立幼稚園の増加などにより更に大衆化、一般化が進行したが、戦時体制の進行、戦局の悪化などの影響を色濃く受けることとなり、教育審議会は1938（昭和13）年に『国民学校師範学校及幼稚園ニ関スル件』を答申され、1943（昭和19）年に幼稚園は戦時託児所に再編成され、ついに1944（昭和29）年に『幼稚園閉鎖令』が出され、1945（昭和20）年に終戦を迎えることとなる。

3. 戦後の幼稚園教育の制度

米国教育使節団報告書における勧告に基づき、1945（昭和22）年3月に制定された『学校教育法』の第1条において『学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園とする』（後に高等専門学校が追加される）とされ、幼稚園は学校の一つとして学校体系の中に位置づけられた。また、第77条において『幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。』とされ、幼稚園の目的が明確に示された。文部省は1963（昭和38）年に『幼稚園教育振興計画（第1次7か年計画）』、1971（昭和46）年に『幼稚園教育振興計画（第2次10か年計画）』、1991（平成5）年に『幼稚園教育振興計画（第3次10か年計画）』を公表して幼稚園教育の普及と振興を図っている。

保育所との連携、幼保一元化などの動きについては稿を改めて論じることとしたい。

4. 1948（昭和23）年に制定された保母養成教育課程

1947（昭和2）年に『児童福祉法・同施行令』が、1948（昭和23）年に『児童福祉施設最低基準』1948制定され、託児所と保育所は『保育所』に名称を統一された。このことにより、従来は「保母」あるいは「保姆」と呼ばれていた幼稚園で保育を掌る職員の職名は「幼稚園教諭」となり、「児童福祉施設で保育に従事する女子」に対して「保母」が法令に基づく正式な資格となった。託児所などの児童保護施設で保育に携わる女子には免許・資格制度がなかったため、以後「児童福祉施設で保育に従事する女子」に対して「保母」が法令に基づく正式な資格となった。こうしたことがその後、『保母』という用語についての混乱を招く原因となったともいえるであろう。保母という用語についてはこの児童福祉法により以下のように定められた。

児童福祉法第13条『児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子を保母といい、左の各号の一に該当する者をこれに充てる。

- 一 主務大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業した者
- 二 保母試験に合格した者

また、「児童福祉法施行に関する件（1945年3月15日付）には以下のように指示されている。

○児童福祉法施行に関する件
（昭和二三年三月三十一日）
（発見第二〇号）

（各都道府県知事あて厚生事務次官通達）

第七 保母

一 児童福祉施設において児童を保育する女子については、今回新たに保母という資格を

設け、昭和二三年四月一日現在児童福祉施設において児童を保育する女子は、昭和二五年一二月三十一日までは、右の資格を有しない者も継続してその保育に従事することができるが、右期日以後は、全て有資格者となるべきものであること。

二 児童福祉施設において児童の保育に従事する女子とは、保育所におけるいわゆる保母のみに限るものではなく、広く児童福祉施設において自己の責任において児童の世話、指導等保護に当る女子をいうものであること。但し、助産婦、看護婦又は保健婦を除くはもちろん従来の母子寮のいわゆる寮母、保母を援ける保母助手、代用保母等の如き女子等は、これに該当しないものであること。

保母の養成については本通達において以下のように示されている。

三 保母の養成計画については、本年二月七日児乙発第三号第一期保育施設保母講習会に関する件により貴都道府県に一部指示しているが、なお右通牒の趣旨と同様の養成計画を貴都道府県独自に計画するときは、予め当省と協議の上令第一三条第一項第一号の認可を受けられたきこと。

四 保母試験は、昭和二三年度から、都道府県知事が施行することとなるのであるが、試験科目の具体的内容、保母試験委員の選考、受験手数料等の詳細については、追つて、通牒する予定であるから、これに基づいて措置すること。

五 恒久的保母養成施設設置の詳細については、別途通牒するものであること。

すなわち、保母の養成については保母講習会、保母試験、恒久的養成施設による複数のシステムが並立することとなり、現在も保育士試験、保育士養成校による養成の二本立てのシス

テムとなっている。本通達における「恒久的保母養成施設の詳細についての別途通牒」が『保母養成施設の設置及び運営に関する件』昭和23年4月8日児発第105号各都道府県知事あて児童家庭局長』であり、ここに幼稚園教諭養成課程とは別個の養成システムが示されたのである。本通知においては保母養成施設の目的について、『保母養成施設の設置及び運営基準』第1に『この施設は、児童福祉法施行令第13条第1項第1号の定める主務大臣の指定する保母の養成施設であって児童福祉施設において、児童の保育に従事しようとする女子に対し、この事業に必要な理論及び実習を授けることを目的とすること。』と明記された。保母養成施設の職員は『所長、教諭、講師及び事務職員を置くことと』され、教員の資格は『所長、教諭、講師は、学校教育法による大学の教授又は、高等学校の教諭の資格を有する者。児童福祉に関係ある事業に従事しているもの及び医師等であって、別紙第1号様式により、厚生大臣の承認を得たものであること。』と規定された。修業年限は2年であり、修業科目及び配当時間数は以下の通りである。

表1. 1948（昭和23）年制定保母養成教育課程の修業科目及び配当時間数

	学 科 目	配当時間数
1	倫理	40
2	教育学及び教育心理学	40
3	保育理論	160
4	児童心理学及び精神衛生学	150
5	生理学及び保健衛生学	80
6	栄養学	40
7	育児法	40
8	小児病学	40
9	看護学	40
10	社会事業一般	40
11	ケースワーク	40
12	グループワーク	40

13	自然研究及び社会研究	40
14	音楽	200
15	リズム	80
16	遊戯	80
17	お話	40
18	絵画	40
19	製作	40
20	英語	40
21	児童の福祉に関する法令	特別講義
計		1,350

医療・福祉系の他の資格と同様、授業時間数が規定されている。現行の保育士養成課程においては大学・短期大学における養成への配慮により単位制となっているが、近い将来に時間制に変更されることも考えられる。さらに、本養成課程においては実習科目として（1）『保育』『育児』『看護』『救護』『栄養』『音楽』『遊戯』『お話』『絵画』『製作』等に関する研究及び実習を所長の指定する、児童養護施設病院保健所等において保母実習として行うこと。（2）配当時間数は所長の定めるところによることと指示されている。ここでは『児童心理学又は精神衛生学（150時間）』『音楽（200時間）』『保育理論（160時間）』に次ぐ授業時間数が配当されている。『生理学および保健衛生学（80時間）』『小児病学（40時間）』『看護学（40時間）』など医療系の科目が多く配置されていることも注目される。

5. 1952（昭和27）年改訂保母養成教育課程

児童福祉法施行規則改正は数次の改正がなされ、養成制度の充実が図られた。また、1950（昭和25）年には児童家庭局編「保育所運営要領」が発表され、保育所の独自性と役割の明確化が図られた。1951（昭和26）年「保育指針」では児童福祉施設としてのあるべき姿を明らかにし、児童福祉法第39条に『保育に欠ける』の一節を加えて幼稚園との混同を避け、保育所の独自性が明確に示された。また、児童福祉法

施行規則の一部改正（1951）を受け、保母養成校の当該指定手続きおよびその指定要件が明確にされた。（『児童福祉法の一部を改正する法律（第五次改正）の施行について』1951（昭和26）年11月8日発第69号 各都道府県知事あて厚生事務次官依命通達）

また、保母養成校（施設）の教育課程も厚生省告示第33号 1952（昭和27）年3月1日付により改正された。同告示『保母養成校（施設）の必修科目及び授業時数』によると、教科目は必修科目『甲類』、選択科目『乙類』に分類され、授業時数の計算法は授業時間制から単位制に変更して甲類は87単位、乙類は7科目が提示され、少なくとも4科目を選択せしめ、その科目について配当された科目を履修せしめることが求められた。乙類の科目の単位数は1乃至3であるので、最低の4科目を最低単位数の科目で履修した場合でも6単位、最高では9単位が必要となる。これに必修科目の87単位を加えると、保母養成校において保母資格を取得するためには最低でも93単位、平均的な学生で95単位が必要となる。現在、短期大学の卒業に必要

な単位数が62であり、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を同時に取得するための単位数が80乃至90程度であることを考えるとこの単位数はいかにも過大であり、2年間の修学期間の間に幼稚園教諭免許を同時に取得するという事はほとんど不可能であることがわかる。

1953（昭和28）年の厚生省児童局長通知（発第122号）に「保母資格証明書交付について」により保母資格証明書が発行されることとなったことは保母資格の資格としての位置づけが明確化され社会的認知を受けるために意義のあることであったと考えられる。同通知には『厚生大臣の指定を受けた保母養成施設の卒業者及び保母試験免除の指定科目を専修した者が多くなり各児童福祉施設において、保母資格の認定及び保母試験の科目免除に際し、その事実の認定に支障をきたしているのを、これらの弊害を除くため』に『別紙様式による証明書をこれらの指定を受けた学校又は施設の長をして交付させることとしたので、左記事項御承知の上遺憾のないよう指導されたい。』と記されているように、証明書の発行の主体が厚生省や都道府県で

表2. 1952（昭和27）年改訂保母養成教育課程

甲類					
学 科 目	単 位	学 科 目	単 位	学 科 目	単 位
倫理学	2	社会福祉事業一般	2	社会研究	1
教育学及び教育心理学	4	ケースワーク	2	音楽	6
保育理論	6	グループワーク	2	体育	2
児童心理学及び精神衛生	8	社会福祉法制	2	看護学実習	1
生理学及び保健衛生学	4	生活指導（絵画製作）	3	栄養学実習	1
看護学及び小児病学	4	生活指導（言語演劇）	2	育児実習	1
栄養学	4	生活指導（リズム集団遊戯）	3	ケースワーク実習	1
生物学	2	生活指導（被服住居）	1	社会福祉事業一般	20
社会学	2	自然研究	1		
乙類					
学 科 目	単 位	学 科 目	単 位	学 科 目	単 位
社会福祉事業一般	2	施設管理	2	グループワーク実習	1
社会福祉事業一般	2	コミュニティーオーガニゼーション	2		
社会福祉法制	1	英語	3		

はなく保母養成校（施設）の長である点が注目されるところである。

6. 1962（昭和37）年改訂保母養成教育課程

1960年代の高度経済成長期を控えた1957（昭和32）年に日本保育学会から文部省に「幼稚園教諭養成制度の改善に関する陳情書」が、1958（昭和33年）には「保母養成制度改善に関する陳情書」が厚生省に提出された。社会構造の変化、幼稚園と保育所の役割の変化による保母養成課程と幼稚園教諭養成課程のあり方の変化、時代への対応などが大きく問われる時代に入っていたのである。これらを受けて1961（昭和36）年に児童局長通知『児童福祉法による保育所への入所の措置基準について』が出され、1962（昭和37）年9月の児童福祉法一部改正により保母養成校（施設）の修業科目・履修方法が改訂された。

今回の改正の要点は保母養成校（施設）が設置すべき科目と入所者（学生）が履修すべき科目を分離して定めたこと、入所者の学習受容消化能力を考慮し、かつ短期大学の設置基準との調整をとるため、最低必修科目数を削減したこと、基礎的人格養成を目的とする課目を設置したことなどが挙げられる。教科目としては一般教育科目が人文科学、社会科学、自然科学の三系列によって配置され、それぞれの系列から2科目以上、あわせて12単位以上、体育に関する講義及び実技をそれぞれ1単位、専門科目甲類（必修21科目）52単位、専門科目乙類（選択14科目）から4科目、7単位以上を履修することが求められることとなった。旧養成教育課程では保育士資格を取得するためには平均で95単位を取得することが必要であったが今回の改正により73単位に削減されたことは大きな変化といえる。

今回の改正では各教科目の教授内容が局長通知の中で明示されたことも特徴的である。（昭

和37年9月22日 児発第1063号 各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省児童局長通知）その中で心理学系の科目については専門科目乙類（選択科目）に配置されている『青年心理学（講義・2単位）』について、「青年心理学は、青年期（中学生以上）の心理的発達に関する知識を習得させることを目的とすること。」とされている。また、「精神衛生」については『専門科目甲類の精神衛生（講義・2単位）』については保育に必要な精神衛生に関する基礎知識を与えることを目的とし、乙類の精神衛生（講義・2単位）は、要保護児童の精神衛生に関する専門知識を与えることを目的とすること。』と規定されている。しかし、専門科目甲類で講義・4単位を配当され、基幹科目の一つとも考えられる児童心理学についての言及はない。「各教科目の詳細な教授要目については将来これを作成する予定であること」が局長通知第4. 教科目の教授内容の4に示されているのみである。養成校側に混乱を生じさせることになることが考えられるが、この点については1970（昭和45）年の教育課程の改正の際には大きな転換が見られることになる。

なお、同じく今回の改正で『改正の趣旨第4の3で『新告示別表第2 専門科目甲類の保育実習は旧告示における総合実習に相当するものであるが、（一部省略）、学校教育法による幼稚園実習を行っている保母養成所にあつては、教育実習4単位の履修をもって保育実習4単位を履修したものとみなして差し支えないこと。』と規定されていることは注目される。

今後の教育課程改正において心理学系の科目は一般教育科目の中の社会科学関係科目としての『心理学』が配置され、専門科目甲類（必修科目）の中に『児童心理学（講義4単位）』、専門科目乙類（選択科目）の中に『教育心理学（講義2単位）』『青年心理学（講義2単位）』が配置された。心理学は場合によって『人文科学』

表3. 1962(昭和37)年改定保母養成教育課程 別表1

	系 列	教 科 目
一 般 教 育 科 目	人文科学関係科目	倫理学、哲学、文学、歴史、宗教・その他一般教育科目として適当と認められる教科目(講義)
	社会科学関係科目	社会学・法学(日本国憲法)・心理学・経済学・人文地理・その他一般教育科目として適当と認められる教科目(講義)
	自然科学関係科目	生物学・生活科学・統計学・数学・化学・その他一般教育科目として適当と認められる教科目(講義)

表4. 1962(昭和37)年改訂保母養成教育課程 別表2

甲 類		教 科 目	単位数	乙 類	
		教育原理 (講義)	4		施設管理 (講義)
		養護原理 (講義)	2		教育心理学 (講義)
		健 康 (演習)	1		青年心理学 (講義)
		社 会 (演習)	1		音 楽 (演習)
		自 然 (演習)	1		図画工作 (演習)
		言 語 (演習)	1		体 育 (演習)
		音楽リズム (演習)	1		
		絵画製作 (演習)	1		
		保育実習 (実習)	10		
		社会福祉 (講義)	2		
		児童福祉 (講義)	2		
		ケースワーク (演習)	2		
		グループワーク (演習)	2		
		児童心理学 (講義)	4		
		精神衛生 (講義)	2		
		生理学 (講義)	2		
		小児病学 (講義)	2		
		保健衛生学 (講義)	2		
		看護学(講義・実習)	2・1		
		栄養学(講義・実習)	2・1		
		音 楽 (演習)	4		

『社会科学』『自然科学』のいずれにも分類される学問分野であるが、そのことが心理学という学問分野の科学の中での不安定な立場を象徴しているようにも考えられる。専門科目の中で『児童心理学』が『教育原理』と並んで講義4単位で必修科目として位置づけられていることは本科目の保母(当時)養成課程において基幹科目としての扱いを受けていることを示しているものと考えられる。

保母資格(当時)を取得して養成校卒業生の

多くは保育所に就職するので児童心理学を通年で4単位履修することは意味があることであるが、保育所以外の施設、乳児院、乳児保育所、あるいは児童養護施設、知的障害児施設、情緒障害児施設などで保育を担当する職員にとってはそれで十分とはいいがたい。そのために児童心理4単位という配置については次の教育課程改正の際に大きな変更を加えられることとなるのである。

謝 辞

本稿を執筆するにあたり、北海道文教大学非常勤講師戸倉博先生より御恵贈いただきました『教育制度論』『教育課程総論』の講義資料を参考にさせていただき、多くの御教示、御示唆をいただきました。先生の御厚情に対し深甚なる謝意を表します。

引用・参考文献

1. 文部省 学制百年史
1981年9月15日
2. 全国保母養成協議会 保母養成資料集第2号
1989年10月17日
3. 全国保母養成協議会 保母養成資料集第5号
1991年9月13日
『保母養成協科目の概要（例示）』
4. 全国保母養成協議会 保母養成資料集第6号
1992年10月7日
『保母養成教育課程の展開の実施に関する研究』
5. 全国保育士養成協議会 保育士養成資料第27号
1999年9月20日
『保育士の役割の再認識－養成課程の見直し－』
6. 全国保育士養成協議会 保育士養成資料集第30号
2000年6月26日
『平成11年度期プロジェクトチーム報告』
7. 全国保育士養成協議会 保育士養成資料集第44号
2006年5月27日
『保育士養成システムのパラダイム転換－新たな専門職像の視点から』
(2007年1月25日受稿)

Abstract

The change in the childcare system and kindergarten / nursery school teacher training course were surveyed, and this report examines for what purpose psychology as a subject is installed and how what we teach it pursued by this subject.

The change in the course of study of the education system from 1873 to 1962 is examined in this report.